【図表2'】監査手続の全体像（いろいろな意味で使われる「監査手続」という用語の意味）

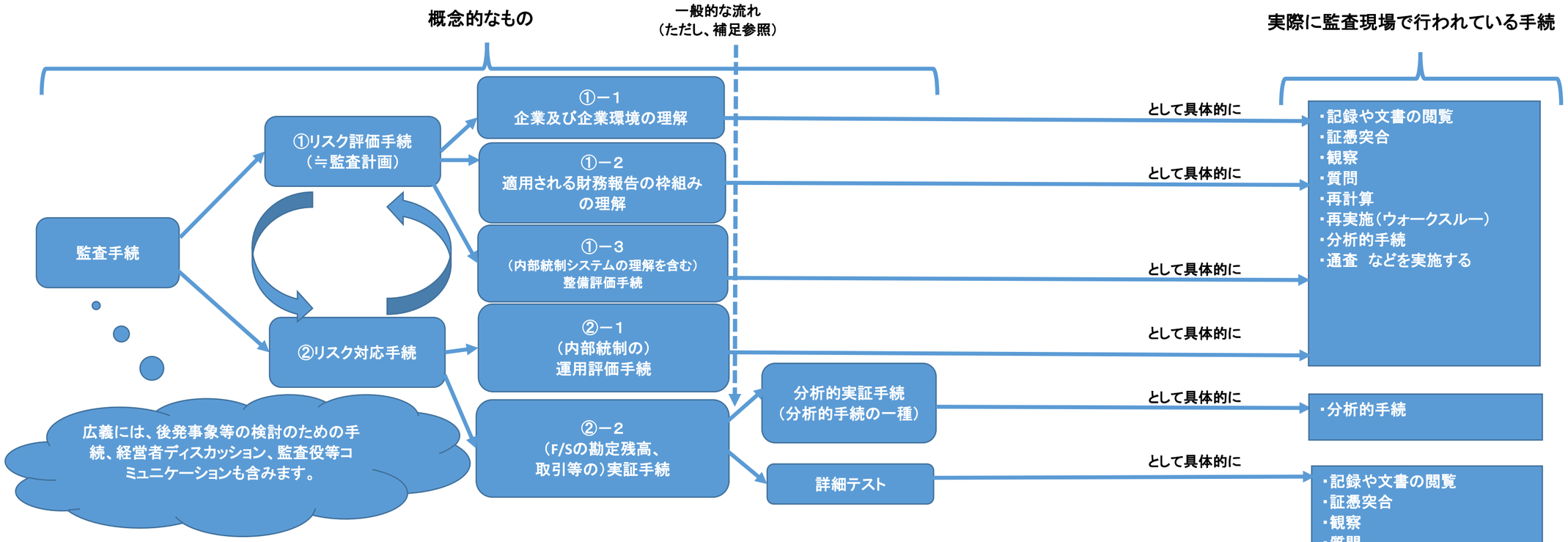

◎ポイント

・監査手続は上記のとおりさまざまな手続を含み、いろいろな意味で利用されます。そのため、監査手続の用語の使い方は問いに応じて厳密に行ってください。

・一般的に論文式試験の第1問（理論問題）では、左側の「概念的な監査手続」を、第2問（事例問題）では右側の「（監査現場で実際に行われる）具体的な監査手続」を問われることが多いと思います。

（主に、学者が第1問、実務家（公認会計士）が第2問を作問している関係です。）

・リスク評価手続には、「企業及び企業環境の理解」と「（内部統制やIT等の理解を含む）内部統制の整備評価手続」が含まれます。

・リスク評価手続の目的は、端的には「『財務諸表における重要な虚偽表示リスク』を識別・評価すること」です（つまり、リスク評価手続のアウトプットは何と聞かれた「重要な虚偽表示リスク」！）。

・リスクの識別・評価が誤っていたり、漏れていたりすると、その後のリスク対応手続は無意味なものになるため、
監査の現場・実務では、「徹底的な企業及び企業環境の理解に基づく、適切・的確なリスクの識別・評価」が重要と考えています。

◎誤解が生じやすい点について補足

〇監査手続の時系列のイメージは「①リスク評価手続⇒②リスク対応手続」ですが、②から①に戻ることもあります。

「監査手続の実施＝情報を得ること」ですので、リスク対応手続により新たな情報を入手しリスク評価を修正（監査計画を修正）するために、再度リスク評価手続を実施することもあるためです。上記のとおり、リスクの識別・評価が特に重要であることから、イメージとしては1年を通してずっと企業及び企業環境を理解、つまり、リスク評価手続を実施しているのが実務的な感覚です。

〇また、「監査の最終段階で実施する分析的手続」はリスク評価手続としての監査手続です。これは、監査の最終段階までのリスクの識別・評価を最終的に総点検するためのものです。つまり、それまでのリスクの識別・評価結果が最終的に間違っていなかったことを確かめるため、監査対象である財務諸表について最終的な分析的手続を実施する必要があるのです。これを実施することで、リスク評価手続の結果得たリスクの識別・評価結果、この結果に基づくリスク対応手続の正当性を最終段階で監査人自らが検証することになります。このように、「①リスク評価手続⇒②リスク対応手続」というのが時系列のイメージであることは間違いありませんが、①⇒②⇒①⇒②⇒①というように、反復的継続的にリスク評価手続を繰り返している点は認識しておいてください。

〇大事なのは、新たな情報を得れば、それは①－1の「企業及び企業環境の理解」が改められるということです。ということはその後の、①－2、②－1、②－2にも影響があるということ。そのため、新たな情報を得て、企業及び企業環境の理解が更新されれば、これを前提に設計されるその後の監査手続、すなわち、内部統制の整備・運用評価手続、実証手続に影響があることから、これらの監査手続を修正・変更するために「監査計画の修正」が必要になる、この関係性を理解しておきましょう。